

「第1号事案（平成8年9月18日付託）」

1 委員会名

青森県消費生活安定対策審議会 消費者苦情処理委員会（現：青森県消費生活審議会
消費者苦情処理委員会）

2 事案番号

第1号（平成8年9月18日付託）

3 当事者

- (1) 申請者：60歳代男性
- (2) 相手方：健康シューズ製造会社

4 事案の概要

申請人は、新聞で腰痛に効くという相手方製造の健康シューズを知り、購入し使用したところ、持病の腰痛が悪化したとして、当該健康シューズの欠陥について苦情申立したものである。

5 結果

当該健康シューズの製造上の欠陥は特定できなかったが、表示上の欠陥は存在するとして、あっせんを行った。これに対し相手方は、製造上の欠陥はもとより表示上の欠陥も認めなかった。

あっせんを継続しようとしたが、当事者双方があっせんを拒否し、和解することは困難であると判断したので、本件あっせんを打ち切った。